

契約仕様書 (リース、レンタル用)

保健福祉局生活福祉部保険年金課

(担当 堀尾・明知 213-2993)

件名	後期高齢者医療広域連合窓口端末機器等賃貸借														
リース期間	令和7年 2月 26日 ~ 令和12年 2月25日														
契約条件	<p>本件は、京都市（以下、「発注者」という。）が発注する、後期高齢者医療事務に係る後期高齢者医療広域連合窓口端末・付属機器等のハード及びソフトウェアのリースを、受注者（以下、「受注者」という。）が実施するものである。</p> <p>1 支払方法          支払いについては、毎月均等割りとし、毎月1日以降に前月分を支払う。          (1) 令和7年2月分（令和7年2月26日～令和7年2月28日）          契約額を60で除し、その金額に0.1を乗じた金額          (2) 令和7年3月～令和12年1月（令和7年3月1日～令和12年1月31日）          契約額を60で除した金額          (3) 令和12年2月分（令和12年2月1日～令和12年2月25日）          契約額を60で除し、その金額に0.9を乗じた金額</p> <p>2 期間満了後の物件の取扱い          業者引取り ・ 本市無償譲受け          ただし、ソフトウェアについては、本市無償譲受けとする。          なお、引取りに当たっては、発注者の指示に従い、受注者の責任のもと、データを消去する等必要な処置を施した後、撤去し、適法に処分すること。</p> <p>3 リース対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口端末</td> <td>42台</td> </tr> <tr> <td>プリンタ</td> <td>33台</td> </tr> <tr> <td>ファイアウォール</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>L2スイッチ（本庁・区役所・支所）</td> <td>30台</td> </tr> <tr> <td>ICカードリーダー（二要素認証）</td> <td>44台</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細は「【別紙1】 機器明細」参照</p> <p>4 保守管理          含む ・ 含まない          （含む場合はその内容）</p>	機器名	数量	窓口端末	42台	プリンタ	33台	ファイアウォール	2台	L2スイッチ（本庁・区役所・支所）	30台	ICカードリーダー（二要素認証）	44台	ソフトウェア	1式
機器名	数量														
窓口端末	42台														
プリンタ	33台														
ファイアウォール	2台														
L2スイッチ（本庁・区役所・支所）	30台														
ICカードリーダー（二要素認証）	44台														
ソフトウェア	1式														

## 5 納入物等

- (1) リース対象機器
- (2) 納入するハードウェア及びソフトウェアの日本語マニュアル（各2部）
- (3) 本体、増設機器、ソフトウェア及び添付品等を記載した納入品リスト

## 6 納品条件

### (1) 設置場所

別紙2「設置場所一覧」のとおり。

なお、パソコンの設置場所は変更される場合があるので、受注者には最新の設置場所情報を納入前に再度連絡し、エクセル形式で提供する。

### (2) 設置、設定等

機器の構築については日本電気株式会社により行う。そのため受注者の負担において日本電気株式会社と綿密に連携のうえ対応を行うこと。

設置、設定等に関する作業の詳細については、以下のとおりとする。

#### ア ネットワーク機器等に係る調整

今回調達するネットワーク機器は、発注者が強固なセキュリティを確保している基幹系ネットワークに設置するため、現行のネットワーク機器を保守運用している日本電気株式会社、本市のネットワーク管理部署である総合企画局デジタル化戦略推進室及びネットワーク管理業務受託業者と密に連携し、必要な調整を行ったうえで設置すること。

ネットワーク機器及び端末の設置、動作確認等を行ううえで当該機器、本市既存システム等に何らかの問題が発生した場合は、問題の一次切分けを行い、関係機関への連絡や調整を行うこと。これを実現するために、ネットワーク技術や Windows 関連技術等の幅広い知識・技能を持った技術者を配置すること。

以上の連携・調整に伴って発生する費用は受注者が負担するものとする。

#### イ 端末へのインストール及び設定

(ア) OS・各種ソフトをインストールのうえ必要な設定を行うこと。

端末における基本的な設定内容の作成は現行の機器の運用保守を受託している日本電気株式会社が行うため、同社の質問等に迅速に対応するなど、連携・協力して業務を行うこと。ただし、同社が提示する設定内容は、端末の主な使用目的である後期高齢者医療標準システム（以下「標準システム」という。）を使用するうえで必要最小限度のものであるため、その他の設定については、発注者のセキュリティ対策基準に即した内容を受注者が検討して発注者に提示し、承認を得たうえで端末の設定に反映すること。

特に BIOS やユーティリティソフト等、機器固有の設定に関しては受注者が責任を持って評価を行い、発注者の同意を得て設定を行うこと。なお BIOS は、契約日時点において最新のバージョンにした状態で納品すること。

また、搬入・据付前に機器単位での動作確認試験を行うこと。

なお、動作確認において不具合が発見された場合でも適切に対処し納入日に影響がないよう十分な期間の余裕を持って作業を行うこと。

(イ) 発注者が指定する管理番号を記載したラベルを、リース対象機器のデスクトップパソコン本体及びACアダプタ（電源コードも含む。）に貼り付け、透明の保護シールをラベルの上から貼付すること。その他のラベルの仕様については任意とするが、ラベルの調達及び印刷は受注者が行うこと。

(ウ) 発注者の指示するとおりに IP アドレス及びコンピュータ名を設定すること。

(エ) 各設置場所への納品前に、発注者が機器管理上必要とする情報（納品日、納品先、所属名、機種名、管理番号（コンピュータ名）、シリアル番号、BIOSパ

ージョン、MAC アドレス、IP アドレス、入替えを行った旧機器の管理番号) を CSV テキスト形式のデータで提出すること。

ウ プリンタの設置前に必要な作業

以下の作業はプリンタ全台に対して行うこと。

- (ア) 発注者の指示するとおりに IP アドレス等を設定すること。
- (イ) 発注者が指定する管理番号及び本市市章を記載したラベルを、本体に貼ること。ラベルの調達及び印刷は受注者が行い、透明の保護シールをラベルの上から貼付すること。ラベルについては任意のものを使用してよい。
- (ウ) 各設置場所への納品前に、発注者が機器管理上必要とする情報(納品日、納品先、所属名、機種名、管理番号、シリアル番号、MAC アドレス、IP アドレス、入れ替えを行った旧機器の管理番号)を CSV テキスト形式のデータで提出すること。

エ 機器の設置等

- (ア) 機器の設置に当たっては、別紙 2「設置場所一覧」の記載に応じて、適切に対応すること。端末設置に当たっては、アクティブディレクトリサーバ、端末監視ツール (SKYSEA Client View) サーバ、ウイルス対策サーバ、認証基盤 (SmartOn) サーバへの疎通及び動作確認が必須となるため、十分な知識や技能を有した担当者を配置し、同サーバ群の運用管理業務を受託している日本電気株式会社と綿密に連携・調整し、スムーズな設置に努めること。また、機器設置の日程について各関係者と調整を行うとともに、スケジュールの全体管理を行うこと。

発注者が別途調達している不正接続防止装置(型番記載)及び別に契約している機器を、当該機器の納入業者から受け取り、別紙 2 に示す設置場所へ設置すること。

- (イ) 設置の際に本市ネットワークへの接続確認等を行うとともに、機器が問題なく動作して業務が滞りなく実施できることを現地職員の協力を得たうえで確認すること。動作に問題があった場合は、現行端末の運用管理及び保守業務の受託業者である日本電気株式会社と連携して問題解消すること。
- (ウ) 各周辺機器は、接続した状態で納品すること。なお、旧機器については、受注者は旧機器の賃貸借業者と調整のうえ、撤去及び引渡しを行うこと。
- (エ) 設定作業の終了後、全ての機器に初期不良がないことを確認すること。
- (オ) 上記の確認をしたにもかかわらず、発注者が使用して初めて不良品であることが発覚した場合は、速やかに機器の交換を行うこと。やむを得ない事情により、交換までに 1 週間以上掛かる場合は、事前に発注者と協議し、許可を得ること。
- (カ) 搬入に伴う梱包材や不要な箱等の廃棄物の処分は適切に実施し、機器を設置する執務室内にゴミを残さないようにすること。
- (キ) 作業の完了後は、速やかに翌開庁日に報告書を Excel データにてメール等の手段により提出すること。配備日時、配備箇所、配備 PC の管理番号、回収 PC の管理番号等を記載することとし、指示どおりの設定が出来なかった場合等、軽微な事象に関しても記載すること。

オ 設置完了後

- (ア) OS を含むすべてのソフトウェアについて、付属 DVD-ROM 及びライセンス証書は、すべて保健福祉局生活福祉部保険年金課に提出すること。
- (イ) 機器管理上必要とする情報(納品日、納品先、所属名、機種名、管理番号(コンピュータ名)、シリアル番号、BIOS バージョン、MAC アドレス、IP アドレス、入れ替えを行った旧機器の管理番号)について、その最終版を CSV テキスト形式

のデータで提出すること。

カ 運用開始時の支援作業

受注者は万一の障害に備え、発注者の担当者の指示に従い、運用開始初日前後及び別途指示する場合に立ち会うこと。

(3) 納期

今回調達する機器は、令和7年2月22日から令和7年2月24日までの間に実施する京都府後期高齢者医療広域連合電算処理システムの更新に合わせて検証を行うため、それまでに設定を終え、当該期間のうち、発注者の指示する日程、場所に設置すること。

なお、納品した機器について、既設機器（区役所・支所のホストコンピュータ関連機器（区役所・支所では一部、ディスプレイ及びキーボードを共有）及びネットワーク機器等）との連携を含め正常に動作しない場合または、既設機器に対して悪影響を及ぼした場合は、受注者は既設機器の保守に係る業者と連携し、対処すること。

なお、当該作業に要する費用は受注者以外の作業分を含めて受注者の負担とする。

また、本件納品の遅延、機器の障害発生等により従来の機器賃借契約を延長する必要が生じた場合、延長分の機器賃借料は受注者が負担すること。

(4) その他

ア 本体、周辺機器、マニュアル等の納品物については、電子データでその明細を提出すること。

納入物等の磁気媒体もしくは光学媒体は、受注者において準備すること。

イ 設置、輸送、動作確認に掛かる費用については、全て受注者が負担すること。

ウ 作業過程において、機器に亡失、損傷等の事故が発生した場合は、天災その他不可抗力又は、使用者側の故意もしくは過失による場合を除き、すべて受注者が責任をもって弁償するものとする。

エ 全ての機器について、補修用性能部品（本製品の機能を維持するために必要な部品）を本体の納品後5年間供給できること。

7 予算が減額されたときの措置

この契約は、「長期継続契約」とする。

(1) 発注者は、翌年度以降において、当該賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削減があった場合は、この契約を解除することができる。

(2) 発注者がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る受注者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に発注者が受注者に対して支払った当該賃借料を上回っていても、受注者は、その差額を発注者に請求することはできない。

(3) 受注者は、前項に定めるもののほか、発注者が本契約を更新しなかったために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。

8 その他

本契約の締結に際し、以下の条件を遵守すること。

(1) 履行計画

受注者は、本契約の履行に着手する前に、日程及び履行方法について発注者に届け出て、その承認を得なければならない。本契約の内容が変更された場合又は日程若しくは履行方法を変更しようとする場合も同様とする。

(2) 秘密の保持

受注者は、本契約の履行中及び履行後又はこの契約が解除された後においても、本契約の処理上知り得た情報（個人情報を含む。）及び秘密を他人に漏らしてはならない。

(3) 目的外使用の禁止

受注者は、契約目的物、本契約の履行に関し作成されたフロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスクその他の記録媒体に記録された情報（発注者が提供した情報を含む。以下「データ」という。）を本契約の履行以外の用途に使用してはならない。

(4) 複写、複製及び第三者提供の禁止

受注者は、契約目的物及びデータを複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

(5) 再委託等の禁止

ア 受注者は、発注者の書面による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

イ 受注者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させるときは、その者の商号又は名称、委託を行う業務の内容及び理由を付して、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

(6) データ等の適正な管理

ア 受注者は、データ、発注者に提出する書類、その他本契約の履行に必要となる書類（以下「関連書類」という。）の管理に当たっては、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん及び盗難等を防止するなど、その適正な運営に努めなければならない。

イ 受注者は、リース対象機器及び回収した旧機器について、受注者が許可していない者がこれを操作すること及びこれに記録されているデータを閲覧することができないよう、必要な措置を講じなければならない。

ウ 受注者は、データ及び関連書類の輸送、搬入出を自ら行うこととし、第三者に行わせてはならない。ただし、発注者の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

エ 受注者は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならない。

オ 受注者は、作業担当者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、作業担当者に対し、京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報の適正な管理が図られるよう、作業担当者に対し必要かつ適切な管理を行い、また、別紙3に定める個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書を遵守しなければならない。

カ 発注者は、データ及び関連書類について、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん及び盗難による被害が生じた場合は、契約を解除することができる。

キ 受注者は、データ及び関連書類の全部又は一部を、漏えい、滅失、毀損、紛失

及び改ざんし、又は盗難等に遭ったときは、発注者の指定するところにより代品を納め損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を賠償し、又は原状に復し損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を賠償しなければならない。

ク 本契約を履行するため、リース対象機器の記録媒体の交換が必要となる場合は、受注者は、交換により不要となった記録媒体について、記録されているデータを消去するなど、復元不可能な状態にしなければならない。

(7) データ等の廃棄

ア 受注者は、本契約の内容が変更されたとき又は本契約が解除されたときは、発注者の指示に従って、データ及び関連書類を廃棄又は発注者に返還しなければならない。

イ 受注者は、本契約の履行に伴い生ずる磁気テープ、磁気ディスクその他の記録媒体に記録された情報について、本契約の履行後、直ちに廃棄しなければならない。ただし、発注者の指示がある場合はこの限りでない。

ウ 受注者は、ア及びイに定めるデータ等の廃棄について、当該データ等が第三者の利用に供されることのないように、焼却、シュレッダー等による裁断、消去等の方法により行わなければならない。

(8) 監督

発注者は、必要があると認める場合は、データ、関連書類の管理状況及び本契約の履行状況について、いつでも受注者に対して報告を求め、受注者の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

(9) 事故の発生の通知

受注者は、当該契約目的物、データ及び関連書類に、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん及び盗難等の事故が生じたときは、直ちに発注者に通知するとともに、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。

(10) 契約不適合責任

ア 発注者は、リース対象機器に契約不適合があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

イ 発注者が、受注者による契約不適合の修補が困難なため、発注者の定めた履行期限までに、契約の目的を達することができないと認めるときは、契約を解除することができる。

ウ ア及びイの規定は、リース対象機器の契約不適合が発注者からの支給品若しくは貸与品又は発注者の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者が、その支給品若しくは貸与品又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ アからウまでの規定による契約不適合の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、当該契約不適合について、令和7年2月26日から2年以内に行うものとする。

9 本仕様書に定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈につき疑義が生じた場合は、発注

	<p>者と受注者が別途協議する。協議がととのわない場合は発注者に従うものとする。</p>
--	--

## 【別紙1】 機器明細

今回調達する機器は、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が運用する後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）を利用するためのものである。広域連合が導入し、検証する機器と同等の機能を持つ製品を選定する必要がある。そのため、各機器において広域連合が検証を行った以下の機器と同一機器を納入すること。

### 1. 窓口端末

機器：PC-MKN48BZGK（日本電気株式会社製）

#### （1）ハードウェア仕様

用途		京都府後期高齢者医療広域連合電算処理システムと連携するパソコン
本体	台数	下記の機能を満たす機器を 42 台用意すること。
	形状	デスクトップ型パソコン
	CPU	Core i5-13500 プロセッサ相当以上（上位機種であっても第 13 世代の CPU であること）
	メモリ	16GB
	SSD	256GB×1（暗号化機能付き）
	ネットワーク	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
	ディスプレイ	TFT 液晶 21.5 型 1,920×1,080 ドット ※ディスプレイのみ 44 台用意すること。
	インターフェース	・ TYPE C USB3.2×1 ポート以上 ・ TYPE A USB3.2×4 ポート、USB2.0×4 ・ HDMI×1
	環境配慮	「エコマーク基準」「PC グリーンラベル」に適合していること。
	省エネ配慮	「国際エネルギースタープログラム基準」に適合していること。
	サイズ	89(W)×298(D)×340(H)mm 以下であること。
	重さ（本体）	4.5kg 以下
	周辺機器	1) マウス(USB 接続)、109 日本語キーボード（テンキーボード付、USB レーザーマウスを用意すること。必要数 42 式 2) 電源コンセント 1 つで、PC 本体とディスプレイが利用可能なサービスコンセントであること。必要数 42 台 3) 外付け USB DVD ドライブ 必要数 2 台

## (2) ソフトウェア仕様

機能	ソフトウェア	バージョン	数量	備考
OS	Windows 11 Enterprise		42	SA 権付き
Office	Microsoft Office Standard Edition (ライセンス型式は、OpenValue License Program によるものとする。)	最新バージョン	42	
帳票機能	Acrobat Reader 日本語版	DC	42	
文字機能	KAJO_J 入力システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム対応版	7	42	サポート含む。
文字統合管理機能	後期高齢電算処理システム専用文撰クライアント		42	
バックアップ機能	GOV Symantec Ghost Solution Suite ライセンス	最新版	42	
ウイルス対策機能	ApexOne	最新版	45	5年分用意すること

## 2. プリンタ

機器：PR-L3M550(日本電気株式会社製)

用途		広域連合窓口端末で印刷を行うプリンタ。
本体	台数	下記の機能を満たす機器を 33 台用意すること。
	解像度	1,200 dpi×1,200 dpi 以上
	プリント方式	LED 乾式電子写真方式のこと
	耐久性	180 万ページ耐久できることをメーカーが保証しているもの
	消費電力	最大：1,200W 以下
	トレイモジュール	用紙トレイが 2 段以上であること
	印刷速度	A4 横 39 頁/分 A3 横 23 頁/分(片面) 以上
	LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T ×1
	対応用紙	A3、B4、A4、B5、A5、レター、はがきなど
	メモリ	2GB 以上
	サイズ	499.4×388.0×357.6mm(増設トレイモジュール 300 を含む)
	特記事項	本仕様について、メーカー WEB サイト、カタログ等により確認が可能なこと。また、確認できない場合はメーカーからの機能証明書でも可とする。

### 3. ファイアウォール

機器：FortiGate201E(Fortinet 社製)

用途		広域連合側と京都市側をつなぐファイアウォール
本体	台数	下記の機能を満たす機器を 2 台用意すること。
	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LAN：GbE RJ45×14 GbE SFP×4</li> <li>・ スループット：9Gbps(64 バイト UDP パケット)</li> <li>・ 新規セッション/秒(TCP)：135,000</li> <li>・ 最大ポリシー数：10,000</li> <li>・ ストレージ：480GB</li> <li>・ 仮想 UTM(VDOM)：最大 10</li> <li>・ セキュリティ機能としてファイアウォール機能、VPN 機能、アプリケーション制御機能の利用が可能であること</li> <li>・ セキュリティ機能はファイアウォールポリシーごとに各機能の有効、無効の設定が可能であること</li> <li>・ HTTPS 通信の複合化ができ、アプリケーションの識別やコンテンツの検査が行えること</li> <li>・ 仮想システムごとに設定のバックアップ、リストアが可能であること</li> <li>・ 仮想システムを利用することにより L3 型ファイアウォールと L2 型ファイアウォールが 1 台で混在可能なこと</li> <li>・ 接続先にある製品は、Fortinet 社の FortiGate であるため、FortiGate と接続の実績があり稼働できる機器であること</li> <li>・ 現行機器 (Fortigate-201E) の設定を引き継ぎ踏襲することが可能であること</li> </ul> <p>なお、製品単体で稼働しても他システム連携等を含め稼働がされない場合、機器の取替えを含め対応すること。</p>

### 4. L2 スイッチ (本庁・区役所・支所)

機器：QX シリーズ(日本電気株式会社製)

用途		広域連合窓口端末を接続するために必要なスイッチングハブ
本体	台数	下記の機能を満たす機器を 30 台用意すること。
	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20G 以上 (スイッチングハブ容量)</li> <li>・ 14.8M (転送レート)</li> <li>・ 10/100/1000BASE-T ×8</li> <li>・ Auto Negotiation/速度・全半二重固定に対応していること</li> <li>・ AutoMDI/MDI-X/ MDI-IX に対応していること</li> <li>・ ダイナミック VLAN に対応していること</li> <li>・ 0~40℃の環境でも動作可能であること</li> <li>・ 管理機能として SSH、WEB、DHCP、ポートミラーリングに対応していること</li> <li>・ 19 インチラックにマウントが可能であること</li> <li>・ 330(W)×230(D)×43.6(H) であること</li> </ul>

5. カードリーダー (二要素認証)

用途		二要素認証を行うためのカードリーダー
本体	台数	下記の機能を満たす機器を 44 台用意すること。
	特記事項	発注者が既に導入済の Soliton 社の SmartOn が、特段の個別設定をすることなく完全に動作すること (既導入機種は ACS 社の ACR122)

## 【別紙2】設置場所一覧

### 端末機器等の設置場所一覧（予定）

No.	設置場所	郵便番号	所在地	電話番号	備考
1	消防庁舎 デジタル化戦略 推進室	604-0931	京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	(075) 256-5591	ファイアウォール 2 台 L2 スイッチ 2 台、
2	中信御池ビル	604-8091	京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1	(075) 213-2993	端末 2 台、プリンタ 1 台、L2 スイッチ 1 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 2 台
3	北区役所	603-8511	京都市北区紫野東御所田町33-1	(075) 432-1257	端末 4 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 4 台
4	上京区役所	602-8511	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 番地	(075) 441-5130	端末 3 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 3 台
5	左京区役所	606-8511	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地2	(075) 702-1168	端末 4 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 4 台
6	中京区役所	604-8588	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	(075) 812-2583	端末 3 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 3 台
7	東山区役所	605-8511	京都市東山区清水5丁目130-6	(075) 561-9197	端末 2 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 2 台
8	山科区役所	607-8511	京都市山科区柳辻池尻町14-2	(075) 592-3105	端末 4 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 4 台
9	下京区役所	600-8588	京都市下京区西洞院通塩小路上の東塩小路町608-8	(075) 371-7252	端末 3 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 3 台
10	南区役所	601-8511	京都市南区西九条南田町1-3	(075) 681-3328	端末 3 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 3 台
11	右京区役所	616-8511	京都市右京区太秦下刑部町12	(075) 861-2032	端末 4 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 4 台
12	西京区役所	615-8522	京都市西京区上桂森下町25-1	(075) 381-7406	端末 2 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 2 台
13	伏見区役所	612-8511	京都市伏見区鷹匠町39番地の2	(075) 611-1864	端末 4 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 4 台
14	深草支所	612-0861	京都市伏見区深草向畑町93番地の1	(075) 642-3809	端末 2 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 2 台
15	醍醐支所	601-1366	京都市伏見区醍醐大構町28	(075) 571-6568	端末 2 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 2 台
16	洛西支所	610-1198	京都市西京区大原野東境谷町二丁目1-2	(075) 332-9297	端末 2 台、プリンタ 2 台、L2 スイッチ 2 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 2 台
17	京北出張所	601-0292	京都市右京区京北周山町上寺田1-1	(075) 852-1815	端末 1 台、プリンタ 1 台、L2 スイッチ 1 台、 不正接続防止装置 1 台、カードリーダー 1 台
18	新センター (伏見区役所内)	612-8511	京都市伏見区鷹匠町39番地の2	(075) 611-1864	プリンタ 3 台

## 個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限り個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせたときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。

令和5年4月1日

## 電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る 共通仕様書

### (総則)

- 第1条** この電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機の保守を含む賃貸借において、情報セキュリティの確保など賃貸借契約の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2** 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

### (履行計画)

- 第2条** 賃貸人（複数の事業者で構成する連合体がこの契約を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、この契約の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。
- 2** 乙は、甲がこの契約の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

### (秘密の保持)

- 第3条** 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

### (目的外使用の禁止)

- 第4条** 乙は、次に掲げるものをこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。
- (1) 賃貸物件
  - (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
  - (3) 契約の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（賃貸物件に記録された情報及び甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

### (複写、複製及び第三者提供の禁止)

- 第5条** 乙は、賃貸物件、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### **(作業責任者等の届出)**

**第6条** 乙は、この契約の履行に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

### **(教育の実施)**

**第7条** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他契約の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
- 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

### **(派遣労働者等の利用時の措置)**

**第8条** 乙は、この契約を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に履行させる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### **(再委託の禁止)**

**第9条** 乙は、この契約に係る義務の履行の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

### **(データ等の適正な管理)**

**第10条** 乙は、賃貸物件及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故及びデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。

- 2** 乙は、この契約の履行に当たって使用する電子計算機室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 3** 乙は、甲の電子計算機室等を使用する場合は、甲に対しこの契約の履行に着手する前に、甲の電子計算機を使用する作業責任者及び作業従事者の氏名、作業内容及び従事期間を届け出なければならない。また、甲の電子計算機を使用しなくなった作業責任者及び作業従事者の氏名、理由を届け出なければならない。
- 4** 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 5** 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 6** 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
  - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
  - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
  - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 7** 乙は、甲から賃貸物件及び契約の履行において利用するデータの引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 8** 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならない。
- 9** 乙は、契約の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。
  - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる契約の履行に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
  - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 10** 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 11** 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す

場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。

- 12 乙は、賃貸物件及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 13 甲は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第10条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。賃貸物件のき損、紛失、盗難等による被害が生じた場合も、同様とする。
- 14 乙は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。賃貸物件のき損、紛失、盗難等があったときも、同様とする。
- 15 乙はこの契約を履行するために賃貸物件の記録媒体の交換が必要となる場合は、交換により不要となった記録媒体は、記録されているデータを消去するなど復元不可能な状態にしなければならない。

#### **（データ等の廃棄）**

- 第11条 乙は、契約の履行が完了したとき、契約の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、データを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により、データの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。ただし、個人番号利用事務系（個人番号利用事務又は戸籍事務に関わる情報システムをいう。）の情報を取り扱っていた場合は、本市の承諾を受けない限り、物理的に破壊する方法により行うこと。
  - (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
  - (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

#### **（監督）**

- 第12条 乙は、賃貸物件及びデータの管理状況並びにこの契約の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及びこの契約の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

#### **（事故の発生のお知らせ）**

- 第13条 乙は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、

紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

- 2 乙は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

### **(支給品及び貸与品)**

**第14条** 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。

- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、この契約の履行が完了したとき、契約の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

### **(検査の立会い及び引渡し)**

**第15条** 甲は、契約書第5条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 2 甲は、契約書第5条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、賃貸物件を稼働させ検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、賃貸物件に障害が発生し、その障害の内容及び程度が当該情報システムの運用に重大な影響を及ぼすものであると判断する場合は、乙に対し、当該障害について報告を求めることができる。乙はこれに対し、甲が定める期間内に誠実に対応しなければならない。

### **(契約の解除)**

**第16条** 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第10条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがあ

る。

- 3 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

#### **(損害賠償)**

**第17条** 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

#### **(契約不適合責任)**

**第18条** 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、この契約に付随する業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第10条第1項第1号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、契約書第5条第1項の検査に合格した日（契約に付随する業務にあつては、当該業務の一工程の履行が完了した日）から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、契約書第5条第1項の検査に合格した時点（契約に付随する業務にあつては、当該業務の一工程の履行が完了した時点）において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

#### **(作業実施場所における機器)**

**第19条** この契約の履行に必要な機器、ソフトウェア及びネットワーク（以下「機器等」という。）については、乙が準備するものとする。ただし、甲が機器等を貸与する場合は、この限りでない。

2 乙は、この契約の履行に必要な機器等を甲のネットワークに接続する場合は、事前に甲の許可を受けなければならない。

**3** 乙は、この契約の履行のために甲の保有する機器にソフトウェアをインストールする必要がある場合、事前に甲の許可を得なければならない。また、当該ソフトウェアが不要となった場合は速やかに消去しなければならない。